

事業スキームと空間構成からみた都市の水辺の社会実験に関する研究

—広島・福岡・大阪・名古屋・香取の事例—

A STUDY ON THE SOCIAL EXPERIMENT OF URBAN WATERSIDE JUDGING FROM BUSINESS SCHEME AND SPACE COMPOSITION

—Case of projects in Hiroshima, Fukuoka, Osaka, Nagoya, and Katori City—

土井裕佳*

Yuka DOI

In 1991, the Ministry of Land promulgated the Land use decree, issuing occupancy permit at the river area allowing the public space, road, park, and anchorage to be utilize for commercial purpose. This was an effort made by Ministry of Land to unify the use of waterside into the city planning and development. Prior to this decree, these lands were utilized mainly by municipalities for activities or events of public interest. In 2004, the river occupancy permit was awarded to private business investments operating businesses such as restaurant, illumination institution and others as an effort to create and enhance the social experiment of the waterside. Therefore, I have selected 5 cities: Hiroshima, Fukuoka, Osaka, Nagoya, and Katori to study the effects and problems of social experiment of waterside based on business scheme and space composition.

As the results, in 2003, only one café was located at the waterside as a pilot project for the social experimental study. The result was overwhelming.

Today, it is a total of 24 shops and 1 event in 5 cities. This success has brought great business prospect for all watersides around the country.

Keywords : Riverside, Social Experiment, Waterside Café, Business Scheme, Space composition

水辺, 社会実験, オープンカフェ, 事業スキーム, 空間構成

1. 序

1.1 背景・目的

河川が主に利水・治水の目的のために整備されていた頃は、水辺と市街地の繋がりが気薄であった。しかし、1980年代以降環境問題が注目されるようになり、1997年に河川法が改正されたことを契機に、市民・住民参加型で、さらに河川も生物多様性に配慮した水辺づくりが求められるようになり、水辺と一体となったまちづくりを目指した環境整備が行われるようになった。

その後、1999年に河川区域の占用許可準則が国土交通省より公布され、民間事業者(以後、事業者と呼ぶ)が水辺という公共空間、道路や公園等に、公共性・公益性のある施設のみという制限はあるが占用可能となり、地元市町村が主体的に活用することができるようになった。そして、2004年に河川占用許可準則の特例措置が設置され、水辺空間に事業者が飲食店や照明施設等を設けて、営利事業を行なえるようになった。この改正を受けて、水辺で社会実験^{注1}を行うことができるようになった。

国土交通省は多くの河川がある水の都として、まず広島県広島市と大阪府大阪市を適用区域に選定した。そして、全国で初めて、広島市の水辺で独立店舗型のオープンカフェが試行された。独立店舗型とは、独立した店舗を水辺空間に新たに設置した形態のもののことである。それに続いて、福岡県福岡市と愛知県名古屋市、千葉県香取市も適用区域を受け、現在、この5都市で、行政と事業者、地元が連携し、様々な形態で水辺空間を活用した社会実験が行われている。なお、本研究では、公共空間である水辺で行われている社会

実験のことを「水辺の社会実験」、水辺で社会実験として飲食店等の収益事業を行っているものを「水辺のオープンカフェ」と呼ぶ。

各都市で行われている「水辺の社会実験」は、全て特例措置を利用して飲食店や照明施設等を設けているのだが、今後他の都市に展開していく際、これらの「水辺の社会実験」の有効性や問題点を検証しておく必要があると考える。しかし、「水辺の社会実験」を対象とした既往研究は、広島市の試みに関して、その利用実態や現状を述べているもの¹⁻⁵⁾のみで、他都市の社会実験に関するものや、それらを比較考察したものはない。

そこで、本研究では、現在社会実験が行われている広島市・福岡市・大阪市・名古屋市・香取市の5都市を対象として、その事業スキームと空間構成を把握し、水辺の社会実験の効果と課題を整理することを目的とする。

1.2 調査概要

対象とした5都市の水辺の社会実験について、まず既往研究やインターネットで情報収集(実施要項・募集要項・実験店舗概要・中間評価・役所調べ利用者アンケート等)を行い、次に現地を視察し実施経緯・実験敷地と店舗プラン・事業スキーム・効果と課題等について関係者にインタビューを行った(表1)。

社会実験の経緯を表2、各事例の概要及び「水辺の社会実験」を実施したことによって、景観と周辺環境が改善されたか(独自評価)、採算がとれているか(ヒヤリング)を表3にまとめた。表の事例番号は「都市名の頭文字-河川名の頭文字・番号」で示している。

ここでは、河川区域に店舗とテラス席を設けている形態を「(公有

*近畿大学大学院システム工学研究科 博士前期課程

Master's Course, Graduate School of Systems Engineering, Kinki University

地) 占用型)、既存建物に店舗を設け河川区域にテラス席を設けている形態を「(公私有地)併用型」と呼ぶ。調査対象の店舗形態は大きく分けて、この二つに分けられる。また、河川区域に飲食可能な空間として設けられた屋外店舗や席のことを「テラス」と呼ぶ。以下、各都市の水辺の社会実験の取り組み概要を記す。

なお「水辺の社会実験」は、24 事例と 1 イベントがある。占用型は 7 事例、併用型は 17 事例である。

表 1 調査概要

対象都市	方法	調査年月日	対象河川	インタビュー対象
広島	現地	2009年6月12日、10月22日、2011年8月28日	京橋川 元安川	・広島市都市活性化局観光交流課 水の都担当 主査、専門員
	インタビュー	2009年6月12日		
福岡	現地	2010年5月11日	薬院新川	・福岡市道路下水道局計画部 河川計画課 主査
	インタビュー	2010年5月11日		
大阪	現地	2009年5月18日、9月21～22日、2011年9月10日	土佐堀川 堂島川 道頓堀川	・NPO水都OSAKA水辺のまち再生プロジェクト 委員 ・水都大阪2009実行委員会事務局課長 ・有限会社ハートビートプラン代表 ・大阪まちプロデューサー代表 ・NPOもうひとつの旅クラブ事務局長
	インタビュー	2009年5月18日、2009年9月21日		
名古屋	現地	2010年6月11日、2011年8月22日	堀川	・名古屋市長政土木局河川部堀川総合整備室 技師、主査
	インタビュー	2010年6月8日、6月11日		
香取	現地	2011年8月24日	利根川	・香取市建設部市街地整備課

表 2 社会実験の実施経緯

年	経緯	資料
2002	都市再生プロジェクトに選定 「水の都ひろしま推進協議会」設置	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都ひろしま推進協議会：河川空間利用のリーディングプロジェクト水辺のオープンカフェ、2009.3 ・水の都ひろしま推進協議会：「水の都ひろしまづくり」元安川オープンカフェ 出店考察集要項、2007.11 ・広島市都市活性化局観光交流課水の都担当：京橋川「水辺のオープンカフェ」の平成19年度土地活用モデル大賞の受賞について、2007.10 ・水の都ひろしま推進協議会：水の都ひろしま京橋川「水辺のオープンカフェ」出店者を募集、2005.3 ・広島市都市活性化局観光交流課水の都担当：水の都ひろしまの推進について、2003.5 ・日本計画法学会：計画法行政執行行政を支える統計情報一冊たな制度構築案に向けて、河川空間のリーディングプロジェクト、pp.88-95、計画法33(04)、2007.12 ・博多の水辺協議会準備会：博多の水辺空間魅力創出事業京河川河野オープンカフェ社会実験計画書、2009 ・博多の水辺空間魅力創出事業：博多の水辺協議会準備会のあゆみReport 2008-2009、2010 ・北浜テラス実行委員会、水都大阪2009実行委員会：北浜テラス(大阪府)2008実施報告書、2008.12 ・北浜水辺協議会水都大阪2009実行委員会：KITAHAMAMIZUBENFORMAIONANDGUIDEMAP、2009.8 ・水都大阪2009実行委員会事務局：水都大阪2009GUIDEBOOK、2009.8 ・水都大阪2009実行委員会：川と生きる都市・大阪水都大阪2009、2009.8 ・NIKKEIARCHITECTURE：水辺からの再生に繋げる水都大阪2009をきっかけに「川と」を取り戻す、日経、pp.54-63、2009.9 ・河川環境局：河川敷地占用許可準則の特例措置の一部改正について、2009.2 ・水都大阪2009実行委員会事務局：水辺の文化座イドマップ、2009.8 ・大阪商工会議所大阪シティクルーズ推進協議会特定非営利活動法人大阪水上安全協会：川・まち・ひとの交流拠点川の敷地社会実験2009、2009.8 ・北浜テラス準備委員会水都大阪2009実行委員会：水都大阪の新しい風物詩大阪川床北浜テラス、2009.5 ・名古屋市長政土木局河川部堀川総合整備室：堀川納屋地区におけるイベントをしませんか?、2009.5 ・名古屋市長政土木局河川部堀川総合整備室：納屋橋南地区市有地整備提案募集要項、2007.12 ・名古屋市長政土木局河川部堀川総合整備室：堀川納屋橋地区における河川敷地利用について、オープンカフェとイベント、2004 ・香取市市街地整備課：佐原広域交流拠点整備事業の概要、2011 ・利根川下流河川事務所管理課：河川敷地占用許可特例措置の活用により実施したPFI事業(社会実験)について、2011
2003	「水の都ひろしま」構想を国・県・市で策定 「水の都ひろしま」推進計画の策定	
2004	河川利用の特例措置に関する通達が公布	
2005	「京橋川水辺のO.C.出店者選定委員会」を設置 京橋川O.C.4店舗、RCC文化センターが開業	
2007	「元安川O.C.出店者選定委員会」を設置 ムッシュバナナが開業	
2008	「元安川O.C.」1店舗を開業 京橋川O.C.(独立店舗型)の1店舗退転、新1店舗開設 京橋川O.C.(独立店舗型)の2店舗出店者が1店舗に統合 京橋川O.C.新規展開候補地の検討に着手	
2007	「博多の水辺協議会準備会」設立	
2008	那珂川河畔O.C.社会実験	
2002	都市再生プロジェクトに選定	
2007	川床実験実施 河川室、水都ルネサンス協議会実施	
2008	川床継続実施	
2009	西大阪治水、大阪市(風刺、建築指導)協議会 風刺地区、占用許可 北浜テラス実施	
2010	川床新2店舗開設・1店舗退店 道頓堀川周辺で新1店舗開設	
2011	道頓堀川・土佐堀川で各新1店舗開設	
2004	河川敷地占用許可準則	
2005	1店舗の契約追加	
2006	4店舗と継続契約・1店舗と新規契約	
2007	5店舗と継続契約 公募により1事業者出店	
2008	4店舗と継続契約・3店舗退店	
2010	1店舗と継続契約・3店舗新規契約 河川敷地専用許可準則一部改正	
2011	1店舗退店	
2008	基本協定・事業契約締結	
2010	施設開業・運営開始	
2025	PFI事業終了予定	

2. 事業スキームの考察

本章では、事業スキームの構成主体、各事例の事業スキームの共通点や占用型と併用型の違い、行政・協議会・事業者の役割について考察する。

2.1 構成主体と共通点

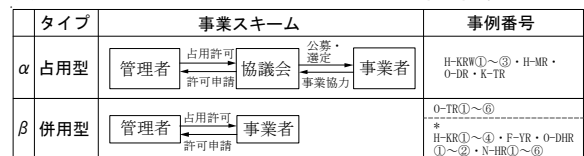
「水辺の社会実験」の事業スキームを構成する主体は、主に管理者・協議会・事業者であり、積極的に取り組んでいる主体は誰かなどをインタビュー調査した結果を図1に示す。広島の京橋川と元安川、大阪の道頓堀川、名古屋の堀川のオープンカフェ利用の事例では、管理者が積極的に動いている。福岡や大阪の土佐堀川、名古屋の堀川のイベントや売店、日よけ利用の事例では、事業者が積極的に動いている。香取の利根川の事例では、管理者と事業者の両方が積極的に動いていることが分かった。

いずれも、河川区域で「水辺の社会実験」を行うためには、河川・公園管理者から占用・使用許可を得る必要がある。また、地域の合意や利用調整、公共空間利用の際のルール作り(違法営業者を避けるため等の理由より)を図るため、協議会(第三者機関)の存在が必要な場合もある。また、事業者は水辺空間の清掃や地域のイベントなど、地元への協力等を行うことが、全事例で求められていることが分かった。

2.2 占用型と併用型の相違点

占用型と併用型の事業スキームの違いを図2に示す。占用型では、公有地で収益事業を行うため公平性が求められ、事業者の選考は協議会等を経て、適切であると認められる必要がある。しかし、併用型のO-TRでは公有地はテラスとしての占用のみで、屋内店舗は私有地にあるためテラス利用の占用許可を得るだけなので、直接管理者から許可を得られれば良く、手続きが容易である。つまり、併用型では、協議会等の存在が必ずしも必要であるとは限らず、第三者機関を省略し、事業スキームを簡略化させ占用許可を受けやすくすることができるので、他の併用型もそうすれば良い。なお、日よけや突出看板、イベント施設等と同様に、管理者から直接許可を得ることができる。

占用型での店舗設置等の費用は、事業者が負担するケースが多いが、行政が設備関係の費用を負担する事例もあった(H-KRW・H-MR)。併用型のテラスの設置費用は、事業者が負担している場合と既存建物のビル所有者が負担している場合があった(O-TR①～⑥)。



*: この事例は併用型のタイプであるが、簡略化した事業スキームで「水辺の社会実験」が実施されていない。しかし、簡略化した事業スキームで実施することも可能だと思われる。

図 2 事業スキームタイプ

2.3 各主体の役割

(1) 管理者の役割

管理者は、事業者に水辺利用の占用・使用許可を与えている。管理者が積極的に「水辺のオープンカフェ」に取り組んでいる事例も多くあり、「水辺のオープンカフェ」のみでなく、水辺の整備やまちとの回遊性、賑わいの創出が向上されるように市民に向けてイベントを多く実施している。

表3 水辺の社会実験の取り組み概要

都市		広島								名古屋							
河川名		京橋川(一級河川・市管理)								元安川(一級河川・市管理)		堀川(一級河川・市管理)					
店舗概要	出店期間	・2005年から非営利で実施 ・2004年7月から民間事業として実施								・2008年8月から実施		・2006年から実施		・2010年から実施		・2006年から実施	
	店舗形態	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型
	店舗名	ホテルJALシティ	ホテルフレックス	RCC文化センター	ムッシュパネン	杜蝶亭	Cafe REGALO	salada BAR 1380	CafePonte	HOTORiS	高山額縁店	猿Cafe	LEALEA HALE	DROEMON	キューブス		
	事例番号	H-KR①	H-KR②	H-KR③	H-KR④	H-KRW①	H-KRW②	H-KRW③	H-MR	N-HR①	N-HR②	N-HR③	N-HR④	N-HR⑤	N-HR⑥		
	営業期間・時間	毎年3～11月季節営業	通年営業	毎年3～11月季節営業	通年営業	11:00～22:30	11:00～22:30	11:30～22:30	7:00～22:00	2011年8月退店	イベント時のみ	11:00～24:00・27:00	11:00～25:00	17:30～23:00	イベント時(現在は駐車場利用)		
	定休日	不明	不明	不明	火曜日	火曜日	無休	月曜日	無休	月曜日	不明	無休	火曜日	第一月曜日	不明		
	所在地	中区上職町7-14	中区上職町7-1	中区橋本町5-11	中区銀山町1-16	中区橋本町11	中区橋本町11	中区橋本町11	中区大手町1	中央区栄1-102-1	中央区栄1	中村区名駅5-24-1	中村区名駅5-24-3	中村区名駅5-24-5	中央区栄1		
	屋外店舗面積	82.3㎡	38.8㎡	145.6㎡	27.8㎡	21㎡	21㎡	21㎡	77㎡	34.4㎡	15㎡	約15㎡	約18㎡	約15㎡	20㎡		
	提供品	洋食	洋食	洋食	洋菓子	魚介類	洋食	サラダ類	創作料理	洋食	和食	洋食	洋食	洋食	ドリンク等		
	業態	レストラン	カフェ	カフェ	カフェ	カフェ	カフェ	レストラン	カフェ	レストラン	レストラン	カフェ	レストラン	レストラン	休憩施設		
評価*	景観	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
周辺環境	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△			
事業主	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
都市	福岡		大阪						香取								
河川概要	薬院新川(二級河川・市管理)		土佐堀川(一級河川・府管理)						道頓堀川(一級河川・市管理)		堂島川(一級河川・府管理)		利根川(一級河川・県管理)				
店舗概要	出店期間	・2008年10月から実施		・2008年10月からプレ実施 ・2009年9月から本格実施				・2010年から実施		・2011年9月から実施		・2010年5月から実施		・2008年6月から公募中		・2008年4月から実施	
	店舗形態	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型	併用型			
	店舗名	COMMENT ALLEZ VOUS	十六夜	てる坊	OUI	北浜ルンバ	MOTO COFFEE	Buon Garande	タイタン	MOULIN	中之島ボックス	水の郷さわら					
	事例番号	F-YR	O-TR①	O-TR②	O-TR③	O-TR④	O-TR⑤	O-TR⑥	O-DBR①	O-DBR②	O-DR	K-TR					
	営業期間・時間	11:00～23:00	11:00～14:00・17:00～23:00	2011年退店	11:00～14:00・17:00～22:00	18:30～深夜	12:00～18:30	11:30～15:00・17:00～23:00	11:00～5:00	11:00～24:30	未オープン	不明					
	定休日	無休	日・祝日	日・祝日	日・祝日	無休	日曜・不定休	日曜・祝日	月曜日	無休	不明	不明					
	所在地	中央区天神1-16-1	中央区北浜1-1-12	中央区北浜1-1-18	中央区北浜2-1-21	中央区北浜1-1-29	中央区北浜2-1-1	中央区北浜2-1-3	中央区道頓堀1-6	西区南堀江1-5-26	不明	佐原イ4051-3					
	屋外店舗面積	73.3㎡	15.5㎡	14.6㎡	15.1㎡	約15㎡	約14㎡	約30㎡	13.8㎡	87.111㎡	不明	約20㎡					
	提供品	洋食	和食	そば	洋食	洋食	洋食	洋食	洋食	洋食	不明	ドリンク等					
	業態	レストラン	レストラン	レストラン	レストラン	レストラン	カフェ	レストラン	カフェ	レストラン	不明	カフェ					
評価*	景観	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
周辺環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
事業主	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

* 評価基準 景観：実験前後で違法駐輪やゴミ等の問題が以前より改善されたか・周辺環境：実験を行うことで周囲の店舗に悪い影響を与えていないか・事業主：開業を行うことで利益があるか

O-DR では、事業者の入店公募が少なく決まっていない。2010年に都市全体で水辺の親水イベントが行われ、今日でもそのイベントを実施していた場所を巡る人はいるが、その事例周辺の人通りは少なく、集客力が見込まれにくいと思われる。そのため、管理者や協議会が積極的に取り組む必要があるといえる。このことから、管理者から占有・使用許可を得るための公的機関は、事業に関与しやすく進展しやすいように、できるだけ身近な自治体が望ましいと思われる。

(2) 協議会の役割

協議会は、①社会実験を行うに当たり事業者の公募・選定方法やルール作りなどを行う、②占有・使用許可を管理者から得て、事業者に許可を与える、③管理者・事業者・地元との連携・調整を行う、④実施している社会実験に関する評価を行うなどの役割を果たしている。

一方、協議会が準備会のままで、協議会として本格的に活動できていない事例(F-YR)もある。協議会は、管理者や事業者とは違って中立の立場から占有に関する施設等をみなくてはならない。また、協議会に参加し、地域の活性化のために活動を行う人々の協力も必要である。この協議会準備会は、持続的に参加し活動してくれる人々が少なく機能できないため、行政も中に入り活動に参加している。第三者の立場となれる地元等が協議会に参加できるように、地元市民の「水辺の社会実験」に対する認識や親水性の向上を高めることを目的として、水辺でイベントを行う取り組みが多く実施されている。

この協議会準備会が上手く機能していないひとつの要因として、併用型の「水辺のオープンカフェ」に占有型の事業スキームを適用

していることが考えられる。地域活性化のためのイベントは、以前から地域のお祭りなどで行われているので、協議会を必要とするのではなく、また、事業者が「水辺のオープンカフェ」を実施したいという要望により、行政が占有許可を得て事業者に許可を与えたものである。つまり、協議会を設けずに「水辺の社会実験」を実施し、地域に定着してきた後に、協議会を設置しても遅くないと思われる。ただし、協議会がなければ「水辺の社会実験」のルールが徹底されにくいこともあり、不法占拠者が現れるなどの恐れもある。現に、名古屋で不法占拠者がいたという。

協議会の役割と実施したい事業が適当であるか、また、併用型で協議会を設立した際、各主体の役割を明確にして上手く機能するようにする必要がある。

(3) 事業者の役割

事業者は、水辺空間でテラス利用等、施設を設けて収益事業を行い、利益の向上を見込めることが可能である。また、周辺事業者や地元住民との合意等を図り公平性を保つ必要があるため、誰でも応募できることが望ましく、単に事業を行うだけでなく、協議会が示すルールや水辺空間の美化活動等を行う必要がある。

川とまちの通行動線が直行し水辺空間の人通りが少ないため、行政主催のイベント時のみ、テラスを設けて併用型の利用している事例(N-HR②、⑥)もある。事業者は「水辺のオープンカフェ」をやりたいという意思を持ち、実施していると思われるので、行政だけがイベントを実施するのではなく、地元と協働して親水イベントなどを積極的に実施していくことが望ましい。

O-TR は、「水辺の社会実験」試行以前と現在の事業スキームが異なる。最初は、川床協議会(水都大阪2009実行委員会)が公的機関を

通して管理者から占有許可を得ていたが、事業者が限定されているためイベント終了時は川床協議会が公的機関の役割も担うことができ、管理者から直接許可を得ることが可能となった。

K-TR では、PFI 事業者が事業者を選定しており、その場合、PFI 事業者以外の事業者が参加できる機会が少なく、公共性の担保ができていない。整備された堤防上とその周辺の高水敷の水辺は、行政と共同の PFI 事業者により整備され、PFI 事業者とその事業者が管理を行っている。PFI 事業者を設けているひとつの理由は、水辺で収益事業を行う事業者を選定する際に、最も優れた事業者を選定する基準を設け、専門的な知識を求められる施設の設計、建設、維持、運営などに関して、PFI という手法を用いるためである。また、事業者は総合評価落札方式で決定している。水辺でオープンカフェやイベントを行うには公平性を保つためにも、協議会が事業者の選定を行い、事業者を決めるべきである。

対象	内容	構成主体			
		管理者	協議会	事業者	地元
広島 京橋川・元安川	占有型・併用型 イベント オープンカフェ	河川管理者(県)	水の都ひろしま推進協議会	事業者 事業協賛金納付 公整・選定	地元
		公園管理者(市)			
福岡 薬新院川	併用型 オープンカフェ	河川管理者(県)	水辺協議会準備会	事業者 事業協力 公整・選定	
		公園管理者(市)			
大阪 土佐堀川	併用型 オープンカフェ	河川管理者(府)	北浜川床協議会	事業者 使用許可 参画	
大阪 堂島川	占有型 オープンカフェ	河川管理者(府)	中之島水辺協議会	事業者 公整・選定 事業協力	
		公的機関			
大阪 道頓堀川	併用型 イベント・売店・売板	河川管理者(市)	道頓堀川水辺協議会	事業者 占有許可 許可申請	
		公益法人			利用規約
名古屋 堀川	併用型 オープンカフェ	河川管理者(市)	堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会	事業者 公整 事業協力	
		公益法人(名古屋建設事業サービス財団)名古屋市と協働			事務局 ルール作り・事業者選定
名古屋 利根川	占有型 イベント・売店・売板	河川管理者(市)	連絡協議会	事業者 PFI事業契約 事務局	
香取 利根川	占有型 売店・レンタルポート ・売板・修理サービス	公的機関	連絡協議会	事業者 事務局	
		河川管理者(県)			PFI事業契約 事務局

*二重四角は、積極的に活動している主体を示す。

図1 各事例の事業スキーム

3. 空間構成の考察

本章では、空間構成を分類して、利用者にとっての親水性や事業者にとっての採算性の観点から各タイプの特徴を捉える。各事例の空間構成を図3に示す。

対象	内容	立地	平面構成	断面構成(実験敷地:○)	事例写真
広島 京橋川	占有型 オープンカフェ・イベント	ビジネス街・住宅地			
		ビジネス街・観光地			
福岡 薬新院川	併用型 オープンカフェ	ビジネス街			
		土佐堀川			
大阪 堂島川	占有型 オープンカフェ	ビジネス街・住宅地			
		商業地			
香取 利根川	占有型 レンタルポート	住宅地			
		住宅地			

図3 各事例の空間構成

3.1 空間構成の分類

「水辺のオープンカフェ」を開業する際、店舗の設置場所は、遊歩道に独立した店舗を設置しているか、既存建物を用いているかの違いがある。そこで、空間構成の異なる形態をタイプ化した(図4)。

河川区域にある遊歩道に、独立した店舗とテラスを設置している(H-KRW①~③・H-MR・O-DR・K-TR)形態を「店舗新設タイプ」と呼ぶ。河川区域にテラスのみ設置している(H-KR①~④・F-YR・O-DBR①~②・N-HR①~⑤)形態を「既存建物利用タイプ」と呼ぶ。水辺を背にして既存建物が建ち並び、水辺側に堤防があるだけのデッドスペースを活用している(O-TR①~⑥)形態を「堤防利用タイプ」と呼ぶ。また、堤防利用タイプのテラスのことを「川床」と呼ぶ。このタイプの事例は、大阪のみであるが、今後都心部の河川空間に応用可能な形態であると思われるので、一つのタイプとした。

	平面構成		断面構成	
A 店舗新設				
事例	H-KRW①~③	H-MR・O-DR・K-TR	O-DR・K-TR	H-KRW①~③・H-MR
B 既存建物利用				
事例	H-KR①~③・F-YR・N-HR③~⑥	H-KR④・O-DBR①~②	O-DBR①~②・N-HR①~⑥	H-KR①~②、④・F-YR H-KR③
C 堤防利用				
事例	O-TR①~⑥	O-TR①~②、④~⑤	O-TR③・⑥	

図4 空間構成のタイプ

3.2 店舗新設タイプ

3.2.1 平面構成

店舗とテラス、歩道、川の配置構成は、①店舗・歩道・テラス・川(H-KRW①~③)、②店舗・テラス・歩道・川(H-MR・O-DR)の2種類存在した。H-KRW①~③は、堤防に芝が植えられており、テラスが堤防のすぐ横に設置されていることが特徴的である。

店舗新設タイプでは、水辺空間に店舗とテラスを新たに設置する敷地面積に加え、歩道として2m幅を確保する必要があり、水辺空間の広さにより店舗の敷地面積の制限をうける。H-MRやO-DRでは、歩道の幅が広く店舗やテラスの敷地面積が確保しやすい。H-MRの歩道(テラスから川までの距離)は広い所で15m程あるが、川を目視することは可能である。また、特にH-MRやH-KRW①~③では、周辺を公園として整備されているので、緑があり快適性が高い。テラスの敷地面積を広く確保しにくい(テラスの敷地面積は21~77㎡)H-KRW①~③では、屋内店舗の全窓を開放しテラスと一体化させ、圧迫感を感じさせない工夫がされている。また、H-KRW①~③・H-MRでは、夏季と冬季に屋内店舗の全窓を冷暖房のため閉めていることもあるが、テラスに日よけやヒーター、毛布等を用いて、暑さ・寒さ対策を行っている。

一方、K-TRでは、テラスと川の間が歩道や親水テラスとして整備され、距離が約70mある。テラスから川や周りの緑を目視できて景観は良いが、川風等、川を感じることは難しい。また、雨天時対策がなされていないため、晴天時のみテラスを設けている。

3.2.2 断面構成

店舗新設タイプの断面構成は、①川とテラスのレベル差が小さく親水性が高い(O-DR・K-TR)、②川とテラスのレベル差が大きい(H-KRW①~③・H-MR)、の二つのタイプがある。

O-DRでは、干満差が約1mで、川とテラスのレベル差は約2.5mでさほど大きくなく、川風を感じることができる。H-KRW①~③・H-MRでは、川の干満差が約4mと大きいため堤防が7mと高いが、周辺が公園として整備されており快適性が高い。

川が目視しにくかったり、堤防が高く川と人との繋がりが図り難くかったりして、親水性が確保しにくい環境であったとしても、対岸の緑や川を目視できる環境であれば、良好な景観や快適性を向上させることが可能である。

3.3 既存建物利用タイプ

3.3.1 平面構成

このタイプは、水辺にある既存建物内にテナントを借りて営業をしているため、雨天時や夏季・冬季でも屋内席のみで採算を見込みやすく、比較的運営しやすい。テラスの規模は、歩道等の水辺空間の広さによって決まり、13.8~145.6㎡とまちまちである。また、N-HR①では、河川沿いの市有地に店舗を新設して事業者に貸し、河川区域にテラスのみを設置している。

平面構成としては、①店舗・テラス・歩道・川の平面構成で、平均的な歩道の幅(約4m)を持つもの(H-KR①~③・F-YR・O-DBR①~②・N-HR③~⑥)、②平均的な歩道の幅より広いもの(H-KR④)、③平均的な歩道の幅より狭いもの(N-HR①~②)、がある。

H-KR④では、歩道の幅が約12mあり、その歩道は公園として整備されているため植栽が多いが、川を目視しにくい。N-HR①~②では、水辺に向けて窓やテラスが配置され、また、店舗規模が120㎡と大きく店内は広々としているが、占用できる歩道の幅が1~3.1mと狭い(遊歩道の幅は3~5.1m)。夏季は、全窓が冷暖房のため閉まっているので窮屈な印象があるが、通行動線が少ないため、テラスが狭くても問題視されていない。F-YRでは、歩道が1m程しか確保できていない所が存在したが、通行者の妨げにならないように工夫されていた。一事業者のビルが一区画の遊歩道を占めており、通行者は主にビルの利用者等であるため、他の通行動線は少ない。

3.3.2 断面構成

断面構成の特徴としては、①水辺にある堤防が高くないもの(O-DBR①~②・N-HR①~⑤)、②水辺にある堤防が、高いもの(H-KR①~②、④・F-YR)、③既存建物の1階のレベルが歩道のレベルよりひと階高分低く、また、1階と歩道レベルの水辺空間にテラスを設置しているもの(H-KR③)、である。

H-KR③では、主に1階レベルのテラスが利用され、歩道レベルのテラスは設置されていない時もあった。歩道レベルのテラスでは、川を見ることができ緑も感じられる。1階レベルのテラスでは、周囲がコンクリートブロックの階段やスロープがあるため水辺空間を望むことは難しいが、歩道利用者からの視線を避けることができる。

3.4 堤防利用タイプ

3.4.1 平面構成

デッドスペースであった水辺空間で、「水辺の社会実験」を行うことで賑わいが創出されただけでなく、川や堤防のゴミ問題等が改善され、心地良い空間となった。O-TR①~⑥は、建物の背後が川で、

対岸には中之島公園がある。川床を堤防に張り出して設置しているので、川との距離が近く川風や対岸の緑を感じることができるため親水性が高く、屋内席より川床を利用している客が多い(川床の敷地面積は14.6~15.1㎡)。

水辺にある既存建物内にテナントを所有・借りて営業をしているため、季節や雨天時等でテラスが使用できなくても、採算はとりやすい。しかし、0-TR①では、雨天時対策として川床の利用客分の席を屋内店舗に確保しているため、川床を設けたことで採算が上がるとは限らない。

3.4.2 断面構成

0-TR①~⑥では、川と店舗の間にある堤防部分のスペースを利用して、川床を①堤防上に張り出して設置している(0-TR①~②、④~⑤)、②堤防内に設置している(0-TR③、⑥)、の二通りである。既存建物は道路側からみると1Fで、堤防側からみると2Fレベルにある。0-TR①~②、④~⑤の場合では、店舗の階高や腰窓等が堤防と必ずしも同レベルにあるわけではないので、堤防上に川床を張り出すために、改修する必要がある店舗もある。0-TR③、⑥の場合、店舗の階高が堤防より低い位置にあり、川床を堤防内に造っているため、川床の面積に制限を受けている。

川床から地下階へ視線が届きやすく、また、日射を遮蔽しやすいので、近隣への注意が必要である。なお、協議会や事業者によって、川と堤防の間に花壇等を設置した歩道にして、遊覧船等からも直接川床を利用できるようにする案が出されている。

4. 立地と通行動線

「水辺の社会実験」が成功するか否かは、ビジネス街・住宅地・商店街・観光地といった立地にも大きく左右される。これまでの考察対象の事例を見る限り、ビジネス街・住宅地の人通りが多いところでは、会社員等の利用が比較的多く、客層が一定しており、店舗側も営業日・時間等を客層にあわせた店舗運営が行われていた。「水辺のオープンカフェ」を実施することで、人を集める効果までは期待できないので、人通りが少ない店舗の集客力が見込めないこともあると分かった。一方、観光地や商店街では、人の賑わいが元々あるため「水辺のオープンカフェ」は休憩施設としても利用されており、食事時等の時間帯に限らず客が滞留していた。

しかし、事例数が不十分なため立地の違いによる「水辺のオープンカフェ」のあり方については、考察が難しい。

5. まとめ

本研究では、「水辺の社会実験」が行われている広島・福岡・大阪・名古屋・香取の5都市、25事例を対象とし、その事業スキームと空間構成に着目して、社会実験の効果と課題を整理した結果、次の知見を得た。

(1) 事業スキームは、管理者・協議会・事業者で構成され、構成主体は占用型・併用型で異なる。占用型では公平性を保つため協議会を必要とするが、併用型では事業者が決まっているため、管理者から許可を得られれば良く、協議会の存在が必ずしも必要であるとは限らず、簡略することも可能である。

(2) 空間構成としては、水辺空間を構成する要素(店舗・テラス・歩道・緑・川)を生かして、店舗やテラスから川や緑を感じられるよ

う親水性を向上させることが大切である。また、テラスの敷地面積が十分にとれないことで、窮屈感を与える恐れがある場合には、屋内店舗の全窓を開放して、テラスの狭さを緩和させることで、快適性の向上に繋がる。

(3) 川床では、川との距離が近いこと、対岸の緑だけでなく川風も感じることができる。「水辺のオープンカフェ」の事業者や利用者、地元等、まちと川を一体にして賑わいを創出しようとしているため、水辺の利活用や親水性のさらなる向上が期待される。

(4) 水辺空間に十分な遊歩道や緑等があっても、収益事業を行うのに相応しい立地を選ばなければ、建物を建てても、テナントが入りにくいこともあるので、周辺環境と事業内容をしっかりと検討して計画する必要がある。

(5) 「水辺の社会実験」を積極的に行うことで、川の汚濁や周辺のゴミ問題等の環境改善、違法駐輪等の治安面の改善、夜間の安全面の向上、水辺の賑わいの創出やまちの回遊性の向上が期待できる。

「水辺の社会実験」は、「水辺のオープンカフェ」を実施したいという管理者や協議会、周辺事業者の声が増えるほど影響力がある。2005年に広島で「水辺の社会実験」は4店舗で実施され始めたが、2011年には24店舗+1イベントまでになった。この成果より、特例措置の内容(広場・イベント施設等や日よけ・船上食事施設・突出看板)が、水の都として選定されていなくても全国で実施できるようになった。

補注

注1) 社会実験とは、新たな制度や技術などの施策を導入に先立ち、その有効性と問題点を把握・検討するために場所と期間を限定して試行し、施策導入に際しての地域住民との意見交換や合意形成、認知度の向上を図る政策である。水辺の公共空間を民間に開放し、イベントや店舗運営等ができる仕組みを構成して社会実験として試行することで、これまで気薄な繋がりでしかなかった水辺と市街地の活性化や賑わいを創出することが期待されている。

参考文献

- 1) 杉恵頼幸, 新上敏彦: 社会実験による水辺の再生~広島市の京橋川オープンカフェ~, 都市計画 No. 278, pp. 37-40, 2009. 4
- 2) 藤本和男, 嘉名光市, 赤崎弘平: 公共空間を利活用したオープンカフェの利用実態と住民意識に関する研究~広島市京橋川河岸のケーススタディ~, 日本都市計画学会都市計画論文集 No. 43-3, pp. 619-624, 2008. 10
- 3) 畔柳昭雄, 渡邊秀俊: 都市の水辺と人間行動, 共立出版株式会社, 1999. 5. 20.
- 4) 勢田昌功: 地域づくりと河川の関わりの変遷と今後の課題, 都市計画 No. 278, pp. 9-12, 2009. 4
- 5) 日本建築学会編: 水辺のまちづくり~住民参加の親水デザイン~, 技報堂出版, 2008. 9

本研究に関連した既往研究

- 1) 土井裕佳, 市川尚紀: 水辺の社会実験に関する研究~広島と大阪のオープンカフェを対象として~, 日本建築学会中国支部研究発表会報告集第33巻, No. 431, 2010. 3
- 2) 土井裕佳, 菅原遼, 坪井塑太郎, 大橋南海子, 畔柳昭雄, 市川尚紀: 都市の水辺の社会実験に関する研究~その1 広島・大阪の事例~, 日本建築学会大会学術講演便覧集(富山), D-1 分冊, No. 40298, pp. 623-624, 2010. 9
- 3) 菅原遼, 土井裕佳, 坪井塑太郎, 大橋南海子, 畔柳昭雄, 市川尚紀: 都市の水辺の社会実験に関する研究~その2 香取の事例~, 日本建築学会大会学術講演便覧集(富山), D-1 分冊, No. 40299, pp. 621-622, 2010. 9
- 4) 土井裕佳, 市川尚紀, 難波義郎, 村上三郎: 都市の水辺の社会実験に関する研究 その1 広島・福岡・大阪・名古屋の事例, 日本建築学会中国研究支部報告集第34巻, No. 432, pp. 413-416, 2011. 3
- 5) 市川尚紀, 土井裕佳, 難波義郎: 都市の水辺の社会実験に関する研究 その2 事業スキームの事例比較, 日本建築学会中国支部研究発表会報告集, 2012. 3
- 6) 土井裕佳, 市川尚紀, 難波義郎: 都市の水辺の社会実験に関する研究 その3 空間構成の事例比較, 日本建築学会中国支部研究発表会報告集, 2012. 3